

京 都 大 学 大 学 文 書 館 利 用 等 要 項 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>附 則 (平成 23 年 3 月 総長 裁定)</p> <p>1 この要項は、平成 23 年 4 月 1 日から実施する。</p> <p>2 京都大学大学文書館への法人文書等の移管等に関する要項(平成 13 年 2 月 27 日 総長 裁定)は、廃止する。</p> <p>3 <u>著作権法(昭和 45 年 法律 第 48 号)の改正により、特定歴史公文書等に関する著作権の調整規定が置かれた場合、第 4 の規定は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>第 4 大学文書館は、第 2 及び第 3 の規定に基づき受け入れた特定歴史公文書等に著作物が含まれている場合は、当該著作物について、必要に応じて、著作者と著作権の調整を行うこと等により、当該著作物の円滑な利用に備えるものとする。</u></p> <p>(後 略)</p>	<p>附 則 (平成 23 年 3 月 総長 裁定)</p> <p>1 } 2 } (同 左)</p> <p>附 則 この要項は、平成 24 年 10 月 1 日から実施する。</p>